

日光市監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月23日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 監査の対象 | 農政課、環境森林課 |
| 2 監査の期間 | 令和5年12月8日～令和5年12月22日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

農政課

4 監査の期間

令和5年12月8日～令和5年12月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和5年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

（ア）日光市農業農村振興対策事業費補助金交付要綱では、日光市補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書、実績報告書のほかに事業完了後3年間、管理運営、利用状況、事業効果等について市長に報告しなければならないとしているが規則に定める報告にとどまっていた。

（イ）補助金申請にあたり、申請日が事業着手年月日の1か月後となっているものが見受けられた。

8 意見及び要望

- (1) 日光産米ブランド力強化支援事業については、生産者の声を聴くなど事業効果を検証しながら進められたい。

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

環境森林課

4 監査の期間

令和5年12月8日～令和5年12月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和5年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし。